

鳥取市屋外広告物条例

平成 30 年 4 月 1 日(一部改正)

概要版

条例の目的

鳥取市は良好な景観、風致の維持及び公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法に基づいて、平成 24 年に『鳥取市屋外広告物条例』を定めています。

美しい風景や快適な住空間を守り、秩序ある街の景観を形成していくために、皆様のご協力をお願いします。

条例改正のお知らせ

鳥取市は平成 30 年 4 月より中核市となり、新たに屋外広告物条例に係る『屋外広告業登録事務』が鳥取県から移譲されました。また近年の社会情勢の変化に対応し、より鳥取市の現状に則したものとするため、本条例の見直しを行いました。

*主な改正内容

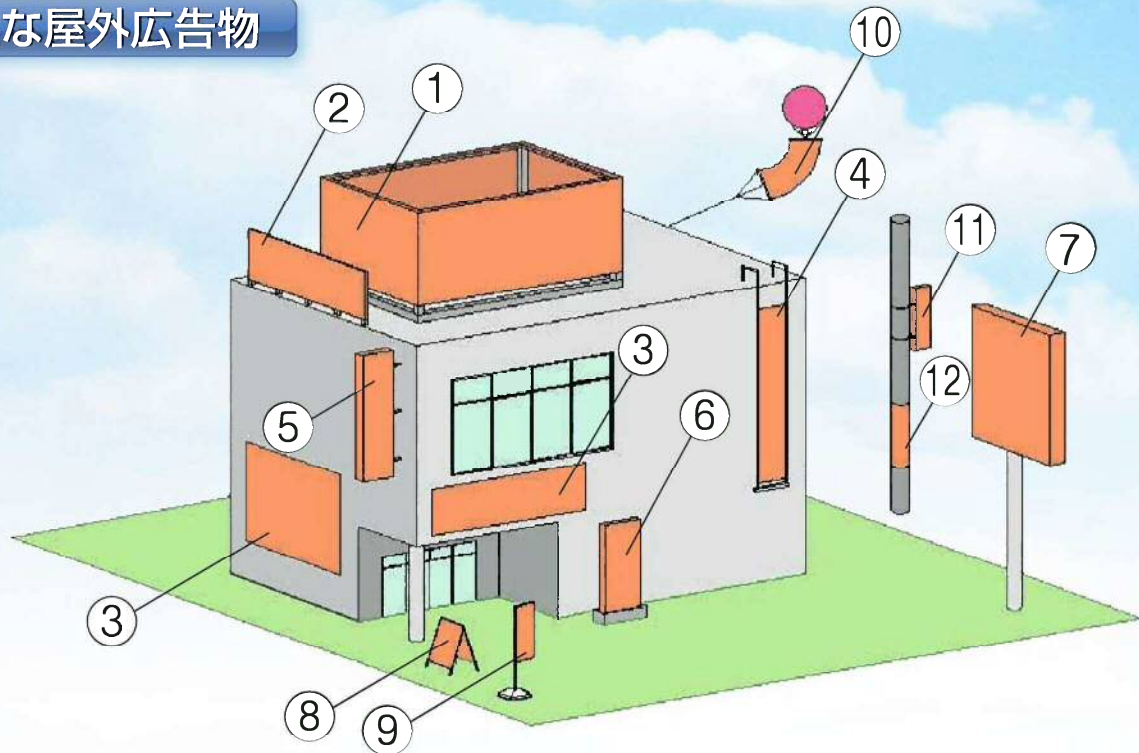
- ① 鳥取市内で屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録が必要です。
 - ・市への登録制度と合わせ、鳥取県の登録を受けた者に対する特例登録制度を設けます。
- ② その他
 - ・広告物等を掲出する場合に、市長の許可が必要となる地域「許可地域」を拡大します。
 - ・許可期間の更新時に安全点検を義務付けます。
 - ・設置完了後の完了届を義務付けます。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、建物などの外で表示されているポスター、立看板、広告板、広告塔などをいい、屋外広告物法では次の 4 つの要件を満たすものとして定義しています。

- ① 屋外で表示されるもの
(建物の内部や自動車の内部などに表示されるものは含まれません。)
- ② 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
(街頭などで配られるビラやチラシは含まれません。)
- ③ 公衆(不特定多数の人)に表示されるもの
(駅の改札口の内側や競技場の中などに表示されるものは含まれません。)
- ④ 看板、立て看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

主な屋外広告物



- | | | |
|----------------|------------------|------------|
| ① 建物利用屋上広告塔 | ② 建物利用屋上広告板 | ③ 壁面利用広告板 |
| ④ 広告幕（垂れ幕） | ⑤ 建物利用壁面利用突出し広告板 | ④ 野立て広告塔 |
| ⑦ 野立て広告板 | ⑥ 立看板 | ⑤ のぼり旗 |
| ⑩ 気球広告（アドバルーン） | ⑧ 電柱利用突出し広告板 | ⑦ 電柱利用巻付看板 |

屋外広告物の規制

屋外広告物について、禁止地域、許可地域、その他地域の3地域及び禁止物件を設定し、表示及び設置の規制を行っています。

禁止地域

◆ 屋外広告物の掲出が原則禁止されている地域

特に景観の優れた地域又は風致の維持等の理由から、屋外広告物の掲出が原則禁止されている地域です。

ただし、10m以下の自家用広告物（自己の氏名、名称、店名等を自己の営業所などに表示・設置するもの）などの広告物は表示することができます。

【例】

- 国宝、重要文化財、県指定保護文化財の周囲 50 m 以内の地域
（例：仁風閣、糟谿神社本殿、聖神社本殿等）
- 古墳、墓地

<p style="text-align: center;">禁止地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市長が指定する道路の沿線 500 m以内の地域で、道路から展望できる場所（当該道路に向けないで広告物を表示し、又は設置する場合を除く。） （例：姫路鳥取線、鳥取西道路、国道 9 号線の一部（駈馳山バイパス）） ■ 湖山池の周辺 200 m以内の地域（市長が指定する地域を除く。） ■ 空港の周囲 200 m以内の地域、空港から展望できる場所
<p style="text-align: center;">許可地域</p>	<p>◆ 広告物等を掲出する場合、市長の許可が必要な地域</p> <p>市街地、主要道路の沿道等、無秩序な広告物の掲出を制限する地域であり、適用除外広告物を除いて、屋外広告物の掲出には許可が必要です。</p> <p>また許可地域はその地域の用途から第 1 種許可地域と第 2 種許可地域に区分されており、それぞれ許可基準が異なっています。第 2 種許可地域は商業集積地域等であり、第 1 種許可地域より基準の一部が緩和されています。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 鳥取市内の都市計画区域（鳥取、福部、気高、鹿野、青谷、八頭中央の各都市計画区域） ■ 国立公園の区域 ■ 市長が指定する道路・鉄道の沿線 200 m～ 1000 m以内の地域で、道路・鉄道から展望できる場所 （例：姫路鳥取線、国道 9 号等）
<p style="text-align: center;">その他の地域</p>	<p>◆ 屋外広告物を掲出することは原則自由な地域</p> <p>ただし管理不全により美観風致を害したり、公衆に対して危害を加えるおそれがある広告物、掲出の必要がなくなった広告物、色彩・照明等に関する基準に適合しない大型の広告物については、条例の措置命令等の対象となります。</p>
<p style="text-align: center;">禁止物件</p>	<p>◆ 屋外広告物の掲出が禁止されている物件</p> <p>禁止地域より強く禁止されており、禁止地域で設置できる適用除外広告物であっても、禁止物件に該当する場合は、設置することができないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ すべての種類の広告物を禁止 （橋、高架、街路樹、形像、信号機、道路標識、道路上のさく、郵便ポスト、電話ボックス等） ■ はり紙はり札等、広告旗、立看板等を禁止 （電柱、電話柱、街灯柱、アーケードの支柱など）

適用除外広告物

広告物によっては、規制をうけないものや、緩和されているものがあります。

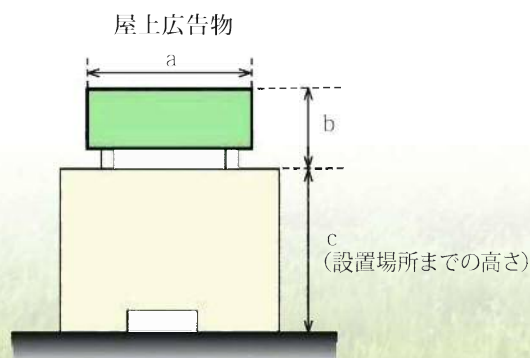
- ◎ 公職選挙法の規定により選挙運動のために使用するポスター、立て札等
- ◎ 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示、設置するもの
- ◎ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示し、又は設置する広告物等で、基準に適合するもの（全ての広告物の表示面積が10㎡以下等）
- ◎ 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で基準に適合するもの

屋外広告物の許可基準

許可が必要な主な広告物が守るべき基準です。

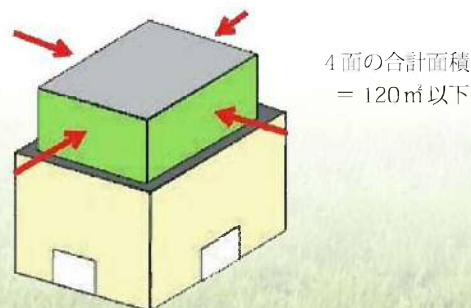
■ 建築物利用屋上広告塔・広告板の表示許可基準

区分	第1種許可地域	第2種許可地域
ア 個数	1建築物につき1個	
イ 高さ	地面から広告物を設置する場所までの高さの1/2	地面から広告物を設置する場所までの高さの2/3
	10m以下	20m以下
ウ 表示面積	120㎡以下	



$b = 10\text{m}$ 以下（第2種： 20m 以下）、かつ、
 $b = 1/2 \times c$ 以下（第2種： $2/3 \times c$ 以下）
 $a \times b = 120\text{㎡}$ 以下

屋上広告物が4面からなる場合の表面積の基準

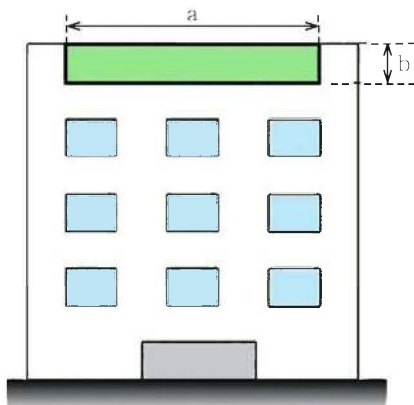


※ 第1種許可地域：第2種許可地域以外の区域

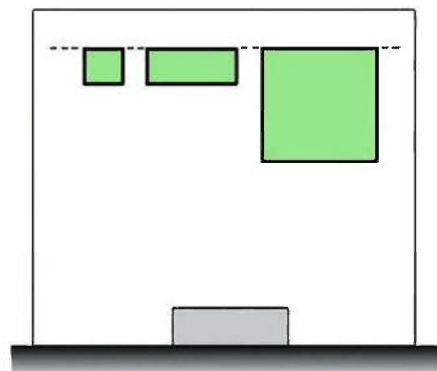
第2種許可地域：許可地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められた区域

■ 壁面利用広告板の表示許可基準

各表示面積が 30 m^2 以下であること。



$a \times b = 30 \text{ m}^2$ 以下

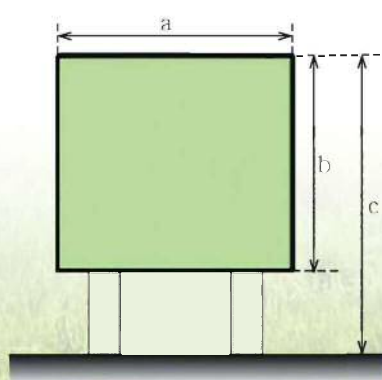


1面の合計面積 = 30 m^2 以下

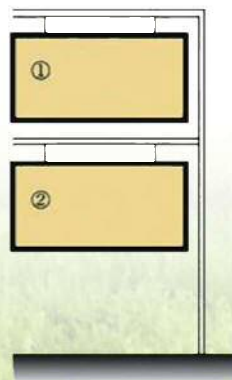
※ 配列を工夫し、感じよく配置するよう配慮すること

■ 野立て広告物の表示許可基準

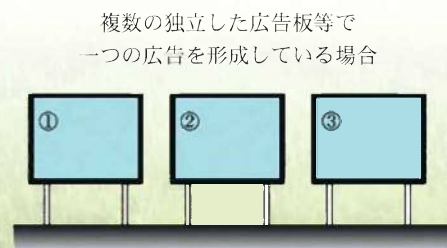
- ◎ 指定道路又は鉄道から 100 m 以上離れていること（ 500 m 以内が許可地域とされている地域にあっては 200 m 以上離れていること）ただし、市長が指定する家屋連担地域、自家用の野立て広告物はこの限りでない。
- ◎ 他の野立ての広告物から 100 m 以上離れていること。ただし、市長が指定する家屋連担地域はこの限りでない。
- ◎ 1面の表示面積が 30 m^2 以下であること。
- ◎ 高さが地面から 10 m 以下であること（第2種地域にあっては 20 m 以下）。



$a \times b = 30 \text{ m}^2$ 以下
 $c = 10 \text{ m}$ 以下（第2種： 20 m ）



①+② = 30 m^2 以下



①+②+③ = 30 m^2 以下

複数の独立した広告板等で一つの広告を形成している場合

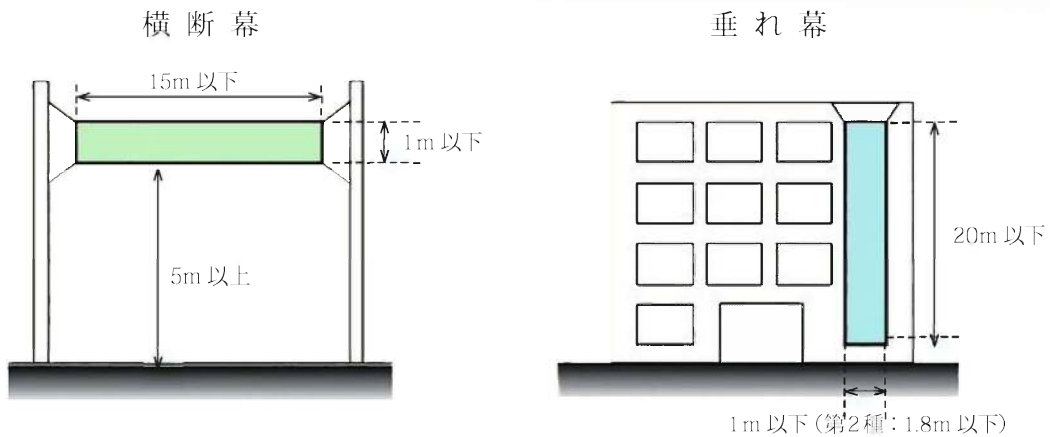
■ 広告幕

① 横断幕

- ◎ 地面から横断幕の下端までの高さが5 m以上であること。
- ◎ 大きさが縦1 m以下、横15 m以下であること。

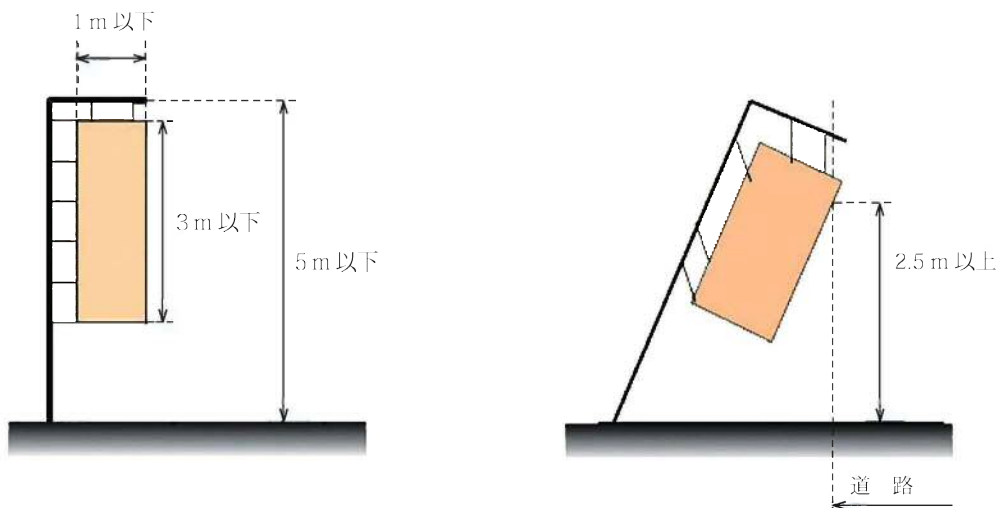
② 垂れ幕

- ◎ 第1種許可地域の基準 大きさが縦20 m以下、横1 m以下であること。
- ◎ 第2種許可地域の基準 大きさが縦20 m以下、横1.8 m以下であること。



■ 旗、のぼり

- ◎ 縦3 m以下、横1 m以下であること。
 - ◎ 地面から旗・のぼりの布等の表示する部分の上端までの高さが5 m以下。
- (注) 道路上に設置する場合は、道路管理者の道路占有許可が必要です。



屋外広告業登録制度について

鳥取市内で屋外広告業を営むためには、事前に鳥取市長の登録を受ける必要があります。

① 登録を受ける必要のある方

看板・広告板・建物等の壁面広告、屋上広告・ネオンサイン・アドバルーン・広告旗・広告幕・はり紙などの設置や表示する営業（屋外広告業）を鳥取市内で行う方

② 登録の資格要件

鳥取市長の登録を受けるためには、ア、イの要件をどちらも満たさなければなりません。

ア 鳥取市内で屋外広告業を営む営業所ごとに業務主任者を選任していること

イ 次のような登録拒否事由に該当しないこと

- ・過去2年間に登録取消処分を受けた場合
- ・屋外広告物法令に違反して罰金以上の刑に処せられ、刑執行等の日から2年経過していない場合 など

③ 鳥取県知事の登録を受けた方に対する特例

鳥取県知事の登録を受けている方は、市長に対して届け出ることにより市への登録が可能となる制度です。

（特例屋外広告業届出書に鳥取県屋外広告業登録証、業務主任者資格証の写しを添付。届出の手数料は不要です。）

④ 屋外広告物講習会の実施

屋外広告物に関する知識を習得していただくため、鳥取市が講習会を開催します。

罰則について

良好な景観を形成し、風致を維持し公衆に対する危害の防止のため、鳥取市屋外広告物条例では罰則規定を設けております。

たとえば・・・

- ・条例に違反して禁止地域、禁止物件に広告物又は掲出物件を表示、又は設置した者に対しては、30万円以下の罰金。
- ・許可地域において市長の許可を受けず広告物又は掲出物件を表示、又は設置した者に対しては、30万円以下の罰金。
- ・無登録営業や営業停止命令に違反するなどした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。
- ・条例違反行為をした屋外広告業者に対する営業停止や、登録取消などの処分。

屋外広告物の許可手続き

1. 掲出計画の作成 屋外広告物が掲出できる地域か、基準は満たしているか等、担当へお問い合わせください。
2. 許可申請 高さ4mを超える広告物は建築基準法による工作物確認が必要です。また道路上に広告物を掲出する場合は道路占用の許可が必要です。
3. 手数料納付 広告物の大きさ、照明の有無等により異なります。担当へお問い合わせください。
4. 表示・掲出 許可書の交付後設置工事に着手してください。
5. 許可証票貼付 許可証票は必ず貼付してください。
6. 設置完了届 設置後の現地写真を添付し、設置完了届を提出してください。
7. 管理・補修 維持管理は適正に行っていただきます。
8. 継続許可 許可には期間が定められています。期間終了後も掲出する場合は安全点検を実施し、継続許可申請をしてください。
9. 除去届 不要となった広告物は必ず除却し、その旨を届け出てください。

景観計画の制限行為について

鳥取市全域において、広告塔、広告板などを設置する場合、屋外広告物の高さ等の条件により、鳥取市景観形成条例に基づく「鳥取市景観計画」に適合することが必要です。詳しくは担当窓口にご相談ください。

制限事項対象行為

1. 久松山山系、湖山池、因幡白兔の景観形成重点区域
屋外広告物の高さ5m超（建築物に付設される場合は、高さ1m超、かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ5m超）
2. その他市内全域と鹿野城下町景観形成重点区域
屋外広告物の高さ13m超（建築物に付設される場合は、高さ5m超、かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m超）

お問い合わせ先

鳥取市 都市整備部 都市企画課 都市計画係

〒680-8571 鳥取市幸町71番地
TEL 0857-30-8342 (FAX 0857-20-3953)

Eメール tosikikaku@city.tottori.lg.jp